

第9回秋田市・河辺町・雄和町合併協議会会議録

1. 日 時

平成16年4月12日(月)13時58分～15時34分

2. 場 所

秋田キャッスルホテル 放光の間

3. 会議の次第

(1) 開 会

(2) 報 告

報告第4号 秋田市・河辺町・雄和町合併協議会財務規程の一部改正の件

(3) 議 事

議案第50号 平成16年度秋田市・河辺町・雄和町合併協議会事業計画の件

議案第51号 平成16年度秋田市・河辺町・雄和町合併協議会予算に関する専決処分
について承認を求める件

議案第52号 水道事業の取扱いに関する件

議案第53号 下水道事業の取扱いに関する件

議案第54号 建設関係事業の取扱いに関する件

議案第55号 都市整備、交通関係事業の取扱いに関する件

(4) その他

4. 出席者氏名

(1) 出席委員(28人)

会 長 佐竹 敬久

副 会 長 大山 博美、伊藤 憲一

委 員 相場 道也、松葉谷温子、名古屋 昇、佐々木勝男、佐々木敏雄、
辻永 武美、佐々木晃二、安井 貞三、藤原 貢、進藤 芳明、
工藤 四郎、伊藤 満、相原 政志、三浦 芳博、藤田 茂、
小野寺一志、竹下 博英、牧野 正則、池村 好道、佐藤 裕之、
稲場みち子、小野寺平紀、佐藤 勇一、片桐登司夫、地主 重子

(2) 事務局

事 務 局 長 高橋 健一

事務局次長 豊嶋 司
事務局参事 高橋 善健、伊東 孝平、岡田 裕一、佐々木秀則、丸山 春男
事務局員 新出 康史、柳田 義人、西田 幹、名古屋 晃、藤原 正人
専門部会長 内山 真次、藤本 六男、平山 武志、赤川 久雄、佐川 弘道、
田中 政博、木内 鑛生、佐藤 正敏、伊藤 高
関係職員

5. 欠席者氏名

1 欠席委員（1名）

委員 三浦 貞一

6. 会議録

高橋事務局参事 定刻の時刻より少し前でございますけれども、ただいまから第9回秋田市・河辺町・雄和町合併協議会を開会いたします。

私は本日の司会を務めます事務局の高橋と申します。よろしくお願いたします。

まず初めに、協議会委員の異動についてご報告いたします。

この3月28日、任期満了に伴う河辺町議会議員選挙が実施されましたが、藤原議長以下4名の協議会委員は役職に異動がなく、引き続き協議会委員を務められることとなっております。

また、秋田県の平成16年度定期人事異動により、秋田地域振興局長が山口博司氏から三浦貞一氏に代わられております。これに伴いまして、この4月1日付けで三浦氏が協議会規約第8条第1項第6号に規定する協議会委員に新たに就任いたしております。

ただし、三浦委員は、本日の会議は公務により欠席となっております。

また、秋田大学の平成16年度法人化に伴う人事発令により、池村好通委員が新たに同大学の副学長に就任なされております。

次に、秋田市の定期人事異動に伴い、事務局職員に異動がありましたので、新任の事務局職員を紹介いたします。事務局参事の伊東孝平秋田市福祉保健部福祉総務課長です。同じく、岡田裕一秋田市都市整備部都市総務課長です。同じく、小松茂美秋田市保健所保健総務課長も事務局参事に就任いたしておりますが、本日の会議は公務により欠席とさせていただきます。

委員の皆様には、異動後の協議会名簿と事務局名簿をその他資料としてお配りしておりますので、後ほどご確認ください。

また、事務局側の説明員として、本日の案件に関係しております専門部会から部会長等を出席させております。出席者の紹介につきましては、出席者名簿の配付により省略させていただきますので、よろしくお願いたします。

また、議事の途中、議案第53号の下水道事業の取扱いに関する件、これを終了したのち、説明員の入れ替えがございますので、委員の皆様にはあらかじめご了承願います。

次に、会議に先立ちまして、本日の資料を確認いたしたいと存じます。

次第がございまして、資料1は、第9回秋田市・河辺町・雄和町合併協議会提出案件の冊子でございます。次の資料2は、水道事業の取扱いについての冊子でございます。資料3は、下水道事業の取扱いについての冊子でございます。資料4は、建設関係事業の取扱いについての冊子でございます。次の資料5は、都市整備、交通関係事業の取扱いについての冊子でございます。その他の資料は、先ほどの説明にありましたように名簿等がございます。よろしいでしょうか。

それでは、会議の進行は、規約に基づき、会長である佐竹秋田市長にお願いしたいと存じます。

佐竹議長 それでは、早速これから協議会を進めさせていただきたいと思いますが、間もなく桜も咲きそうな良い季節になりましたので、ひとつよろしく願いいたします。

それでは、ただいまから第9回秋田市・河辺町・雄和町合併協議会の会議を開きます。

ちょっと私、風邪気味でお聞き苦しい点があるかと思いますが、ひとつご容赦をお願いいたします。

まず、案件に入ります前に、秋田市・河辺町・雄和町合併協議会会議運営規程の第6条に基づきまして、今日の会議における会議録署名委員を指名いたします。

会議録署名委員は、秋田市議会議員の相原政志委員、河辺町の小野寺平紀委員、雄和町助役の佐々木勝男委員をお願いいたします。

それでは、次第の2にあります報告に入ります。

報告第4号、秋田市・河辺町・雄和町合併協議会財務規程の一部改正の件について、事務局の報告を求めます。はい、どうぞ

高橋事務局長 ご説明してまいります。

資料1、第9回秋田市・河辺町・雄和町合併協議会提出案件集の1ページをお開き願います。

報告第4号、秋田市・河辺町・雄和町合併協議会財務規程の一部改正の件。

別紙のとおり秋田市・河辺町・雄和町合併協議会財務規程の一部を改正したので報告する。

平成16年4月12日提出。

秋田市・河辺町・雄和町合併協議会会長 佐竹敬久。

この件につきましては、1市2町の予算の成立から3月31日までの間に協議会を開催する暇がなかったことから、一部規定について専決処分をいたしたものでございます。

次のページ、お願いいたします。3ページでございます。別紙に一部改正がございます。改正理由は、合併協議会予算について、会長の専決処分に関する規定を設けるとともに、

歳入予算の款項の区分を改めるため、改正しようとするものである。

5ページをお開き願います。内容については5ページの規程新旧対照表で行います。この表は、右側に現行規程がございまして、左側が改正案でございまして。

第2条関係でございまして。この中に2項として、会長は、前項の規定により予算を調整した場合において、特別な理由により会議を開くことができないと認めるときは、同項の規定にかかわらず、当該予算について専決処分をすることができる。

第3項が、前項の規定により専決処分をしたときは、会長は、これを会議に報告し、承認を求めなければならない。この規定を加えるものでございまして。

さらに、別表第1、これは第4条関係でございまして、この中の第2款の県支出金を削除をいたしまして、左側にまいりまして2款に繰越金を加えること、そして1項の県補助金を削除をいたしまして、1項に繰越金を加えること。

このような規程の改正内容となっております。

4ページの附則をご覧ください。一番最後であります、附則、この規定は、平成16年3月31日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、同年4月1日から施行する、でございまして。

次に、6ページから8ページには改正後の規程を掲載してございまして。

説明は以上でございまして。

佐竹議長 それでは、ただいま説明のありました件について、ご質問等ございましてか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐竹議長 それでは、次に、議事に入らせていただきます。

本日の議案は6件でございまして。

まず最初に、議案第50号、平成16年度秋田市・河辺町・雄和町合併協議会事業計画の件を議題といたします。

事務局の説明を求めます。はい、どうぞ。

高橋事務局長 議案集の9ページでございまして。

議案第50号、平成16年度秋田市・河辺町・雄和町合併協議会事業計画の件。

平成16年度秋田市・河辺町・雄和町合併協議会の事業計画を別紙のとおり定めたので承認を求めます。

11ページをご覧ください。別紙でございまして。事業計画の内容をご説明いたします。

1つ目が会議の開催であります。(1)として合併協議会および幹事会の会議の開催。(2)として専門部会の会議の開催規定がございまして。

2つ目は市町村建設計画の策定を行う。

3つ目が合併協定書を策定する。

4つ目が住民への積極的な情報提供をはかる。この中身としまして(1)、(2)がございまして。合併に関する情報を広く住民に提供してまいると、このような内容でございまして。

5つ目が調印式の規定でございます。平成16年7月上旬に合併協定書の調印を行う。

そして6つ目、その他といたしまして、国や県との調整のほか、必要な事業を適宜実施する、でございます。

説明は以上でございます。

佐竹議長 ただいまの平成16年度の事業計画の件につきまして、ご質問ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐竹議長 では、ご質問がないようでございますので、ご意見はございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐竹議長 それでは、ご意見がないようでございますので、これから採決をいたします。

議案第50号、平成16年度秋田市・河辺町・雄和町合併協議会事業計画の件について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐竹議長 ご異議がないようですので、議案第50号は、原案のとおり承認されました。

次に、議案第51号、平成16年度秋田市・河辺町・雄和町合併協議会予算に関する専決処分について承認を求める件を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

高橋事務局長 議案第51号、平成16年度秋田市・河辺町・雄和町合併協議会予算に関する専決処分について承認を求める件。

平成16年度秋田市・河辺町・雄和町合併協議会予算の件は、急施を要したので別紙のとおり専決処分した。よって、秋田市・河辺町・雄和町合併協議会財務規程第2条第3項の規定により承認を求める。

提案理由でございます。

平成16年度秋田市・河辺町・雄和町合併協議会予算については、同協議会への負担金を含む1市2町の平成16年度当初予算成立を前提としている。しかしながら、任期満了に伴う河辺町議会議員選挙が実施されたことにより、1市2町全ての平成16年度当初予算成立後から平成16年3月31日までの間に同協議会の会議を招集する暇がなかったので、平成16年度秋田市・河辺町・雄和町合併協議会予算について専決処分した。よって、今会議において承認を求めようとするものである。

15ページをお開き願います。この件につきましては、前回の協議会でも内容等を報告していたものでございます。

専決第1号、専決処分書、平成16年度秋田市・河辺町・雄和町合併協議会予算の件。

上記の件は、次のとおり秋田市・河辺町・雄和町合併協議会財務規程第2条第3項の規定に基づき専決処分する。

16ページが協議会予算についてであります。

予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,323万7千円と定める。

18ページをお開き願います。この件につきましては、歳入歳出予算事項別明細書でご説明申しあげます。

まず、初めに歳入であります。1款負担金1項負担金であります。額は3,774万円。その説明欄には負担割合が記載されてございます。

2款繰越金1項繰越金であります。前年度繰越金549万6千円。

諸収入は雑入で、預金利子1千円でございます。

県支出金は当該年度ございません。

歳入の合計であります。4,323万7千円。これは前年度予算に比較し447万1千円の増となるものでございます。

次に、歳出であります。1款事業費1項会議・広報費でございます。説明欄をご覧ください。この経費は、協議会等会議開催費、そして協議会活動等住民PR経費などで構成されております。計上額が3,384万6千円でございます。

2項が調査研究費であります。例規策定関連業務と、それから先進地事例調査、これは合併施行のスムーズな運営をはかるために先進事例調査を行う経費でございます。合わせまして236万6千円。

この1款事業費といたしましては3,621万2千円でございます。

2款事務局費の502万5千円は、一般管理的経費でございます。

3款予備費には200万円の計上をいたしております。

合わせまして4,323万7千円となるものでございます。

説明は以上でございます。

佐竹議長 それでは、ただいまの議案第51号につきまして、ご質問ございませんでしょうか。はい、どうぞ。

伊藤 満委員 15ページの説明のところでございますけれども、局長さんはあんまり間違えはないと思うんで、もしかしたら私の聞き違いかと思ったんですが、財務規程第2条第3項というふうに聞こえたんですが、事務局の資料と私共の資料は違いがないと思うんで、たぶん2項だと思うんですが、あえて3項と聞こえたので、一応確認させていただきたいと思いました。

佐竹議長 はい、事務局、この件について。

高橋事務局長 記載のとおり、第2条第2項の規定でございます。失礼いたしました。

佐竹議長 ほかにご質問ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐竹議長 それでは、ご意見はございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐竹議長 それでは、ないようでございますので、ただいまから採決をいたします。

議案第51号、平成16年度秋田市・河辺町・雄和町合併協議会予算に関する専決処分について承認を求める件について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐竹議長 ご異議がないようですので、議案第51号は、原案のとおり承認されました。

次に、議案第52号、水道事業の取扱いに関する件を議題といたします。

事務局の説明を求めます。はい、どうぞ。

高橋事務局長 議案集の19ページでございます。

議案第52号、水道事業の取扱いに関する件。

水道事業の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求める。

- 1 水道事業については、合併時に秋田市の制度に統一し、雄和町の上水道ならびに河辺町および雄和町の簡易水道事業は秋田市が引き継ぐ。ただし、両町の簡易水道事業は、合併日をもって地方公営企業法を適用する。
- 2 雄和町の小規模水道は、雄和町の制度を秋田市が引き継ぐ。
- 3 水道料金については、合併後に新市の料金を算定し、平成18年度から新水道料金に統一する。

なお、合併年度および合併翌年度は、1市2町それぞれの条例の例によるものとする。

資料2をお開き願います。議案第52号関係資料でございます。

めくっていただきまして、1ページが様式1、調整方針の総括表でございます。記載のとおり、水道事業につきましては16の事業項目がございます。このうち「A」、すなわち現行どおりとするものが1件、経過措置を設けているものが2件でございます。

それでは概要を説明申し上げます。

(43) - 2ページの1番、予算・決算であります。これは課題にありますとおり、両町の簡易水道事業会計が法非適用の特別会計であること。そこで調整方針案であります。雄和町の上水道事業会計は、合併時に秋田市が引き継ぐ。両町の簡易水道事業会計は、合併日をもって地方公営企業法適用会計に移行して引き継ぐ。なお、移行を円滑に行うために、合併期日までの間、両町は開始貸借対照表の作成など必要な作業を実施する、でございます。

続きまして(43) - 4ページでございます。8番、事業及び財政計画の項でございます。課題をご覧ください。課題は、両町の事業の現状把握を行うとともに、この結果に基づき、今後必要となる事業を検討した上で、事業・財政計画を作成する必要がある。調整方針は、合併時に秋田市が引継ぐ。なお、合併後新たな事業・財政計画を策定する、でございます。

次に、(43) - 5ページの9番、水道料金関連事務でございます。最初に、課題ごとに調整方針をご説明いたします。

1つ目の概要でございますが、水道料金が異なる。これは現況欄に記載のとおりでございます。調整方針でございますが、合併時の水道料金については現行どおりとし、平成18年4月に新市の新料金に統一する。臨時用については、料金統一実施までの期間は、各町の現状の料金表を適用し、料金統一後は新料金を適用する。また、合併時点で臨時料金を適用しているもので、料金統一までに使用期間が終了しない場合は、経過措置を設ける。

続きまして、給水装置の種類でございます。課題にありますとおり、河辺町および雄和町には共用給水装置がある。調整方針案でございますが、共用給水装置については、合併後における新規の設置は行わないものとする。また、統一料金算定の際にも、料金設定しない。なお、合併時点の料金適用者は、統一料金実施時点から新料金を適用する、でございます。

次に、水道料金の優遇措置等でございます。課題にありますとおり、河辺町に誘致企業に対する水道料金軽減措置がございます。これに対する調整方針であります。合併時に秋田市の制度に統一することとする。秋田市水道事業給水条例第35条に定める場合を除き、水道料金に関わる減免措置等は行わない、でございます。

続きまして、次の(43) - 6ページの10番でございます。検針の事務事業でございますが、課題は、検針委託料が異なる。冬期間の検針方法が異なることとあります。調整方針案でございますが、合併時は現行どおりとし、平成18年4月に、料金統一に合わせ制度の統一を行う、でございます。

次に、1ページ飛びまして(43) - 8ページ、13番、水道加入金でございます。課題にありますとおり、各市町で金額が異なっております。調整方針案でございますが、合併時に秋田市の制度に統一し、料金統一時に加入金制度の再検討を行う。ただし、個別事項の取扱いについては以下のとおりとする。口径30mmについては、合併後は新規申し込みを受付しない。括弧内は、現在使用中のものについては、水道事業管理者負担により、合併後、料金統一時までに25mm、または40mmへ交換をするということでございます。臨時の給水装置に関わる加入金については、合併後、料金統一までの期間は秋田市の制度を適用する。

雄和町の生活保護に係る減免措置については、合併時をもって廃止する。給水装置工事施行基準の考え方等の指導方針については、料金統一までの期間は秋田市の方針を適用する、でございます。

次に、(43) - 11ページ、一番最後でございます。16番、小規模水道施設維持管理。課題にありますとおり、雄和町のみが実施している小規模水道施設のこととございます。調整方針にありますとおり、合併後も現行どおりとする、でございます。

説明は以上でございます。

佐竹議長 それでは、ただいまの議案第52号に関して、ご質問はございませんでしょうか。はい、どうぞ。

佐藤勇一委員 (43) - 3ページ、1の予算・決算の項目の中の調整方針の中で、両町の簡

易水道事業会計は、合併日をもって地方公営企業法を適用というような言葉を使っておりますけれども、この地方公営企業法というのはどのような内容なものが、ちょっと私にはわかりませんので、説明をお願いしたいと思います。

それと同時に料金については、合併後、新しく料金を決めて徴収するというような内容になっております。18年度ということですが、18年度の料金は現在より高くなるか安くなるかというような、端的にいいますと、そういう何か見通し的なものを考えておりましたら、ひとつご説明をお願いしたいと思います。

佐竹議長 はい、事務局、お願いします。どうぞ。

佐藤水道専門部会長 企業会計というのはですね、企業会計法によりまして、企業としての組織、財務、職員の身分等を適用するということになっております。例えば全部適用というのであればこの3つが該当になるわけですが、一部適用の場合には、例えば財務のみを企業会計の規定でやるということになっております。これは企業の経済性とかそういうものを追求するという意味で企業会計にすべきだと。

したがって、企業会計にすることによってどれくらいの資産があるのか、どれくらいの負債があるのか、そういうものが明らかになるということで企業会計というものがあるわけでございます。

それから、もう1点、料金の関係でございますが、これは合併時に企業会計になって我々が引き継ぐわけですから、合併時点では資産がどのくらいあって、負債がどのくらいあるのかということが明確になっておりません。

したがって、合併後1年間、その企業会計になったものを十分内容を精査しながら、どのくらいの料金をいただければ企業会計として成り立っていくのかを十分考え併せながらやっていかなければなりません。18年度の4月1日に統一するということですから、これは新市の料金に統一するという考え方ですから、どのくらい上がるのか、どのくらい下がるかについては、現時点では明確にお答えするわけにはいきませんが、両町の場合、現状よりは多少は下がるのかなというふうにも予測はしておりますが、これもじゃあどのくらいと言われても、ちょっとこれは現在お話することはできません。いずれ明確な回答はこのあと検討後ということになるかと思えます。

佐竹議長 ほかに。はい、どうぞ。

藤原 貢委員 (43) - 5 ページ、この水道料金の優遇措置についてです。これはうちの方の七曲の工業団地なんですけれども、佐竹市長さんからも、合併すればあそこは非常に環境にも恵まれているし利便性もあるというようなことで、私方もおおいに期待しておるんですけども、こういった誘致企業に対しては、河辺町は水道料金の減免をしておるわけです。また、それから合併しますと事業所税というようなものが当然出てくるわけで、非常に四苦八苦している中において、この問題に対して企業では不安等を抱いておるわけでございますので、今ある企業に対しての経過措置というようなものがある程度必要じゃなか

ろうかと思えます。

そのことにつきまして幹事会等々でどのような話し合いをしたものが、できたらお知らせしていただきたいと思えます。

佐竹議長 はい、どうぞ。

高橋事務局長 この水道事業関係につきましては、記載のとおり公営企業法の適用等々の状況から軽減措置をしないということで調整してまいりましたが、ご質問の企業誘致等に伴う優遇措置、その継続、あるいはこの水道料金の扱いについては、商工専門部会において、商工業振興条例の範疇で今後十分検討するというふうな意思表示は私ども事務局にございました。したがって、早速その誘致企業等に対する優遇措置について検討に入るというふうに伺っております。

以上でございます。

佐竹議長 ほかにご質問ございませんか。どうぞ、稲場さん。

稲場みち子委員 (43) - 5 ページの水道料金関連事務の真ん中の段に給水装置の種類というのがございまして、河辺町と雄和町には、専用給水装置というのと共用給水装置というものがありますが、その共用給水装置というものはどういうものなんですか。専用というのは大体イメージができたんですが。

それと共用給水装置については、統一した場合は合併後における新規の設置は行わないというふうに書いてあるんですが、これがなくなったとしても、河辺町、雄和町には支障がないことなんでしょうか。

佐竹議長 はい。

佐藤水道専門部長 共用水栓というものはですね、1つのメーターから、例えば一番わかりやすいのは、畑などに2人で栓を引くというのが共用水栓です。そのほかにも例えば集会所とかいろいろありますけれども、そういう多数の方が使うというようなものを共用水栓と言っております。

これは企業上からいいますと、1つのメーターから1人というやり方をやっていかないと、なかなかこれは難しい問題が出てきますので、今後もそういうことでは共用水栓は認めないと。ですから、権利者は1人だというふうなやり方でやっていこうかなというふうに考えております。

それから、専用水栓というのは、これはあくまでも上水道の専用の水栓のことを専用水栓といいます。

統一後もですね、料金は秋田市の料金になるわけですから、その請求先が例えば2人になるのか3人になるのか、その辺はいろんな事情によって変わってくると思えますけれども、合併後もそれは何ら支障はないものというふうに考えています。

佐竹議長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐竹議長 それでは、ご意見はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐竹議長 それでは、他にご意見がないようでございますので、ただいまから採決をいたします。

議案第52号、水道事業の取扱いに関する件について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐竹議長 ご異議がないようですので、議案第52号は、原案のとおり決定されました。

次に、議案第53号、下水道事業の取扱いに関する件を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

高橋事務局長 議案集21ページ、議案第53号、下水道事業の取扱いに関する件。

下水道事業の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求める。

下水道事業については、合併時に秋田市の制度に統一する。ただし、下水道の使用料、受益者負担金および分担金ならびに農業集落排水の使用料および受益者負担金については、次のとおり取り扱うものとする。

1 下水道関係

(1) 使用料については、合併後に新市の使用料を算定し、平成18年度から新使用料に統一する。

なお、合併年度および合併翌年度は、1市2町それぞれの条例の例によるものとする。

(2) 受益者負担金および分担金については、平成18年度から秋田市の負担金の額および分担金の額に統一する。

なお、合併年度および合併翌年度は、1市2町それぞれの条例の例によるものとする。

2 農業集落排水関係

(1) 使用料については、合併後に新市の使用料を算定し、平成18年度から新使用料に統一する。

なお、合併年度および合併翌年度は、1市2町それぞれの条例の例によるものとする。

(2) 受益者負担金については、平成17年度から秋田市の制度に統一し、合併年度は、1市2町それぞれの条例の例によるものとする。

ただし、雄和町の種平地区については、現行どおりとする。

また、2町の受益者負担金の限度額については、当分の間現行どおりとする。

資料3、議案第53号関係資料でございます。

めくっていただきまして、様式1が総括表でございます。30の事務事業項目がございます。

す。この中に4件に経過措置がございます。概要を説明してまいります。

(44) - 2ページをお願いいたします。1番が下水道整備事業でございます。特に課題はございませんでした。合併時に秋田市の制度に統一する、でございます。

次の(44) - 3ページであります。2番の下水道使用料であります。課題にありますとおり、下水道使用料が異なっております。調整方針でございますが、下水道使用料については、合併後に新市の使用料を算定し、平成18年度から新使用料に統一する。なお、合併年度および合併翌年度は、1市2町それぞれの条例の例によるものとする。これ以外については、合併時に秋田市の制度に統一する、でございます。

次に少し開いていただきまして、(44) - 10ページをお願いいたします。少し中を省略させていただきますが、18番、集落排水事業でございます。これも供用済処理区、あるいは計画処理区等々ございますが、課題は特にございませんでした。調整方針案でございますが、合併時に秋田市の制度に統一する、でございます。

次に(44) - 12ページをお開き願います。21番、農業集落排水使用料の賦課・徴収事務関係でございます。課題は、1市2町で使用料算定方式および徴収方法が異なっております。この中身については、現況欄の記載にあるとおりでございます。調整方針案でございますが、農業集落排水使用料については、合併後に新市の使用料を算定し、平成18年度から新使用料に統一する。なお、合併年度および合併翌年度は、1市2町それぞれの条例の例によるものとする。これ以外については、合併時に秋田市の制度に統一する、でございます。

次のページの22番でございます。農業集落排水分担金の賦課・徴収事務でございます。課題にありますとおり、これにつきましても1市2町で分担金算出賦課および徴収方法が異なっております。調整方針案でございますが、受益者分担金については、平成17年度から秋田市の制度に統一し、合併年度は、1市2町それぞれの条例の例によるものとする。ただし、雄和町の種平地区については、現行どおりとする。また、2町の受益者分担金の限度額については、当分の間現行どおりとする。これ以外については、合併時に秋田市の制度に統一する、でございます。

説明は以上でございます。

佐竹議長 それでは、ただいまの下水道関係につきまして、ご質問ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐竹議長 それでは、ご意見はございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐竹議長 ないようでございますので、ただいまから採決をいたします。

議案第53号、下水道事業の取扱いに関する件について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐竹議長 ご異議がないようですので、議案第53号は、原案のとおり決定されました。

それでは、ここで事務局説明員の入れ替えをいたしますので、おそれいりますが、そのまま少しお待ち願います。

(事務局説明員入れ替え)

佐竹議長 それでは、会議を継続させていただきます。

次に、議案第54号、建設関係事業の取扱いに関する件を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

高橋事務局長 議案集23ページでございます。

議案第54号、建設関係事業の取扱いに関する件。

建設関係事業の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求める。

建設関係事業については、合併後に秋田市の制度に統一する。ただし、除排雪対策事業については、合併翌年度から秋田市の制度に統一する。

なお、各事業の実施にあたっては、地域的な均衡や必要性を勘案するものとする。

資料4は、議案第54号関係資料でございます。めくっていただきまして、様式1が総括表でございます。この建設関係事業につきましては51の事務事業項目がございました。この中で経過措置をとっているものが40番の除排雪対策事業、1件でございます。それでは概要を説明いたします。

初めに(45)-3ページでございます。様式2の調整方針案でございますが、1番、道路占用許可関連事務でございます。課題にありますとおり、河辺町、雄和町では、電算システムによる事務処理を行っていない。そして、特にここが課題でありましたが、道路占用料が異なっております。調整方針案でございますが、合併時に秋田市の制度および電算システムに統一する。合併時に秋田市の道路占用料に統一する、でございます。

続きまして(45)-4ページをお願いいたします。11番でございます。道路の認定、廃止等に関する業務でございます。課題の欄をご覧ください。河辺町、雄和町では、町道認定基準の定めがなく、議会への陳情に基づき認定事務を行っている。河辺町、雄和町では、用地取得を買収により行っている場合がある、でございます。調整方針案でございますが、合併時に秋田市の認定基準に統一する。また、市道認定に係る用地取得については、秋田市の例により寄付受入を原則とする。なお、現町道は秋田市道とする、でございます。

続きまして、少し飛ばしていただきます。(45)-9ページをご覧ください。36番、道路緑化整備事業でございます。課題にあります。河辺町、雄和町に街路樹愛護会の制度がないということでございました。調整方針案でございますが、合併時に秋田市の制度に統一し、街路樹愛護会の育成を図る、という調整方針案でございます。

続きまして(45)-10ページをご覧ください。40番でございます。除排雪対策事業でございます。ここに、その1・その2がございまして、続けてご説明申し上げます。

それぞれ目的、実施方法、作業対象等の区分けをしまして課題を整理してございます。初めに作業対象の部分でございますが、課題が、河辺町、雄和町では公共施設敷地内を除雪対象としており、また雄和町では農道も対象としている。それから、2つ目が、除雪事業の部分でございますが、河辺町でのみ、県からの委託作業を行っている。そして、次のページの間口除雪の関係でございますが、機械除雪後の間口除雪について、高齢者や障害者など雪弱者への対応が異なっていること。それから、委託単価については、業者に委託する場合の単価設定条件が異なる。支払時期が異なると、2つの課題が抽出されております。調整方針は、平成16年度は現行どおりとし、平成17年度から秋田市の制度に統一する。ただし、地域の特性等を考慮し、事業を実施する、でございます。

次に、(45) - 12ページ、最後のページでございますが、44番、公共工事コスト縮減に関する事務でございます。課題が、設計協議の対象となる工事要件が異なることであります。調整方針は、合併時に秋田市の制度に統一する。

最後でございますが、47番であります。公共工事再評価に関する事務。これは秋田市は実施しているけれども、河辺町、雄和町では実施していない。調整方針案でございますが、合併時に秋田市の制度に統一する、でございます。

説明は以上でございます。

佐竹議長 それでは、ただいまの建設関係事業に関して、ご質問ございませんでしょうか。はい、地主さん。

地主重子委員 項目36と37について、質問と提言をしたいと思えます。

道路緑化整備事業については質問でございますが、環境保全とか景観保全に関わるボランティアの活動団体の報道が目立つようになってきましたけれども、街路樹愛護会活動に対しまして報償金制度を設けているようですが、このことについてのご説明をお願いいたします。

また、37番に関連してまいりますけれども、このような団体の活動によりまして、例えばマツカレとかアメシロなどの街路樹の病虫害への初期的な防衛対策がとられると思うんです。雄和町、それから河辺町には、秋田市ほどあまり街路樹がないんですけれども、その街路樹愛護会に関わらず緑化推進の強力な育成対策を提案したいと思えます。

以上です。

佐竹議長 はい、事務局。

田口秋田市建設部道路維持課長 街路樹愛護会の関係でございますが、これは低木等の、いわゆるツツジの管理、それから草取り等に関して報償金を払っております。

それから病虫害対策事業でございますが、アメシロ関係につきましては、アメシロ対策室というものがございまして、地域の皆さんからの情報をもとに防除しております。

以上です。

佐竹議長 本市で持っています11団体について、ちょっと内容を説明してください。

田口秋田市建設部道路維持課長 基本的には町内会等が主でございます。それとは別に歩道についている街路樹の愛護という形から、内容については草取りとか、枝枯れの整備とかのそういった諸々、それから小さな花を街路樹の柵に植えていただくとか、そういったようなことをやっていたいております。

団体名はまちまちでございます、例えば御所野何丁目道路愛護会とか、そういったような形になってございます。特にその町内会でなければいけないというようなことではなくて、任意の団体というような形になってございます。

佐竹議長 あと、あれはどちらだっけ、緑化事業に対して表彰制度とかやっていますね。

高橋事務局長 緑化事業については、都市整備、交通関係事業の取扱いで出てまいりますので、その際、都市整備部長から説明させるようにいたします。よろしく願いいたします。

地主重子委員 ありがとうございます。

佐竹議長 ほかにご質問ございませんでしょうか。はい、どうぞ。

伊藤 満委員 除排雪対策事業について、確認も含めて少し質問したいと思いますのですが、2町の合併の説明会の際に、住民から特にこの除雪、排雪についての不安が多く寄せられております。特に冬期間の山間地における降雪量というのは、私ども市内へまいりますと、本当に何分の1というぐらいの雪の量でして、沢々を控える河辺、雄和町も含めて非常にそういう意味での冬の除雪対策について町民が不安を持っているわけでありまして。

これまでの調整方針の協議の中で、調整方針案にもありますけれども、地域の特性等を考慮するというのは、いってみれば河辺、雄和がその対象地域というふうな理解して、これまで説明をいただいております。各建設課も含めてですけれども、そういう意味では不安は取り除かれているというふうに考えたいわけでありまして、委託の単価について若干お聞きしたいと思います。

いわゆる委託の単価についての設定条件が違います。これは各市町村とも除雪の膨大な経費というものは、常に予算と併せた除雪体制を組まなきゃいけないというにらみもありますので、この除雪単価が秋田市の制度に統一されることによって、全体の事業費、除雪に関わる事業費がどの程度になってくるかということです。いってみれば、お金がないから除雪はできないというようなことはあり得ないと思いますけれども、単価と除雪の事業費について、合併した場合、どう変更があるのかなというところについてお伺いしたいと思いますので、よろしく願いします。

佐竹議長 事務局。

佐川建設専門部会長 除雪の単価につきましては、この調整方針にもあるように、秋田市の制度に統一することになりますけれども、秋田市の場合は、河辺町さん、雄和町さんと異なりまして、作業の延長距離によって単価を決めております。したがって、道路の面積で計算しているといっても同じだと思いますけれども、河辺、雄和町さんの場合は、時

間借り上げということになります。

これが秋田市の制度に統一することによって、お金の方は、たぶん時間借り上げよりも非常に効率的な整備がなされるということで、事業費としては少し安くなるんじゃないかというふうに考えております。

それから、当然秋田市としましても、今年度というか昨年度というんですか、除雪に關しましては、年度初めから市民の方々へのPRにつとめてきておりますし、除雪体制についてもかなり充実させてきております。したがって、我が市長の方にも今年は全然苦情もきておらないというような状況になってきておりますので、当然、合併後も河辺町さん、雄和町さんにとっても、そういうことがないような整備体制を検討していきたいというふうに考えております。

佐竹議長 除雪そのものが、どこに行っても私のところに来る市民からの一番の苦情が除雪でありますので、十分とまではいきませんが、できるだけ秋田市として14年度からは除雪予算を前もって持って、雪が降ればどんどん追加していきなさいませぬ。あまり少なく持って降ったときにまた専決という、心のブレーキも働きますので。やっぱり雪国ですので、除雪については最大限配慮していかなければならないと。

もう一つは、むしろ河辺、雄和さんの奥の方へ行きますと、内陸部へ行きますと、豪雪地帯に近いところがありますので、その除雪の件では、できるだけ住民から苦情の出ないように新市の全体の課題として最大限取りあげていくべきかなと思っています。ご理解願います。

ほかに。はい、どうぞ。

藤原 貢委員 雄和町の伊藤委員と関連しますけれども、この除排雪の問題については、うちの方の住民説明会でも一番出た声でありますし、我々河辺町の特別委員会の中におきましても、この問題は大きく取りあげられておるわけでございます。それで、特殊な地域の事情を勘案するということは非常に良いことでありますけれども、ただ、この中にですね、秋田市さんの方は生活道路のパトロールというようなことをやっておられるようですが、秋田市の制度に統一した場合には、当然雄和町、河辺町にもそういう一つのパトロールというようなものが出てくると思うけれども、これは、除雪車が出動するまで、どういう経緯をたどって出てるものかですね。

ただ、先ほど市長さんも言われましたけれども、特に私方、岩見三内地域というのは、特に河辺町の中でも豪雪地帯です。秋田市が雨のときは雪になっているし、それから量も全然違うわけです。太平経由で秋田市にほとんどがきておるけれども、秋田市のその現状を目の当たりに見ておりますから、合併すれば、ああいう状態になるのかと非常に不安なわけなので、この点については、特に留意をしながら対応してもらいたいわけですので、そのパトロールというのはどういう形で行っているのか。

今までは、河辺町は18人の議員がそれぞれの地域におるので、町会議員に電話をよこし

て、町会議員が町の方に言ったり、あるいは個人が電話をかけたりにして、その後すぐに出動するけれども、秋田市の場合、そこいら辺を含めた今のパトロールの状態をちょっとお知らせください。

佐竹議長 事務局。

佐川建設専門部会長 秋田市の場合は天気予報を十分注意しながら見ておりますけれども、その天気予報によりまして、これから降雪がどの程度になるのか、その辺も十分加味しながらパトロールしておりますし、市内全域をパトロールしているという状況でございます。

それからまた、地域の方々から情報も寄せられますので、その情報をもとにパトロールしながら除雪体制をもって除雪に入っていくということでございます。

佐竹議長 受付も、あれは24時間でなかったですか。

佐川建設専門部会長 24時間常駐しておりますので、当然、夜中でも電話が入ってきますので、それに基づいて判断しながら業者の方にも指示するということになります。

佐竹議長 やっぱり降雪の関係は、うちの方でもまだそういう経験はないでしょうから、十分にその状況を教えていただきながらということになるかと思えますね。

ほかにご質問ございませんか。はい、どうぞ。片桐さん。

片桐登司夫委員 道路の認定の件でございますけれども、市道の認定の場合、用地取得は寄付が原則であるというふうに書いてございます。雄和町の場合は買収したりということもありますけれども、この道路の認定の寄付というのは、現在道路になっておるところの面積を寄付するという意味なのか、それとも今後、それを広くするために用地取得ということが出てくるので、それも全部寄付ということなのか、そこいら辺のところをお願いします。

佐竹議長 はい、事務局。

佐川建設専門部会長 市道認定する場合は、全て寄付していただきますということになります。したがって、原則は6メートルですけれども、場合によっては4メートル以上の場合もございます。私道につきましては、寄付を前提として今後とも進めていきたいというふうに考えております。

佐竹議長 応用型があるね。

片桐登司夫委員 そうすれば、今後それを改良、拡幅するといった場合の用地の潰れ地はどういうふうになるんですか。

佐竹議長 事務局。

佐川建設専門部会長 例えばですね、現在3メートルの道路があって、市道認定基準でいきますと最低でも4メートルですね。そうすれば、1メートル分につきましては寄付をお願いしたいということでございます。1メートル分も寄付してもらいますし、その私道分についても寄付していただくと。そして市道認定するという形をとってまいります。

佐竹議長 そもそも今、市道がある場合、それを幹線道路として拡幅しなきゃならないと

いうときは、これは用地買収ですね。今のは私道であって、この場合は寄付でお願いし
ますということです

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐竹議長 それでは、ご意見はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐竹議長 それでは、ないようでございますので、ただいまから採決をいたします。

議案第54号、建設関係事業の取扱いに関する件について、原案のとおり決するにご異議
ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐竹議長 ないようでございますので、議案第54号は、原案のとおり決定されました。

次に、議案第55号、都市整備、交通関係事業の取扱いに関する件を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

高橋事務局長 議案集、最後のページ、25ページでございます。

議案第55号、都市整備、交通関係事業の取扱いに関する件。

都市整備、交通関係事業の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求める。

都市整備、交通関係事業の取扱いについては、合併時に秋田市の制度に統一する。

ただし、一部の事務事業については、現行どおり又は廃止とするほか、必要に応じて経
過措置を講ずるものとする。

資料5でございます。議案第55号関係資料でございます。

めくっていただきまして、様式1が総括表でございます。当該事業につきましては84の
事務事業項目がございます。また、その内容、項目が多岐にわたることから、主な項目に
ついてご説明してまいります。よろしく願いいたします。

まず、総括表の部分でございますが、「A」としたものの、現行どおりとするものが3件
ございます。そして「C」とするものが2件ございます。「C」は廃止でございます。そ
の他、統一するけれども経過措置を設けているものは5件、このようになってございます。

それでは、(46) - 4ページをお願いいたします。様式2の調整方針案でございます。

1番の都市景観形成事業と2番の屋外広告物関連事業でございますが、これは課題にあ
りますとおり、秋田市のみの実施となっております。これがすべからく合併時に秋田市の
制度に統一する、でございます。

次に、5番でございます。地方バス路線の維持対策でございます。課題が3つに区分さ
れておりますので、それに対応した調整方針を説明してまいります。まず、雄和町は循
環バス「ユージュル」の生活バス路線維持費補助金について、全額補助している。これにつ
いての調整方針でございますが、合併時は、現行どおりとし、合併後の新市において検討
する。河辺町は、生活交道路線維持費補助金を交付している。これに対する調整方針は、

平成17年度分から廃止する。 河辺町は、独自制度を設け、バス事業者に対して、一部不採算路線の赤字全額補てんを行っている。これに対する調整方針は、合併時は、現行どおりとし、合併後の新市において検討する、でございます。

次に、(46) - 5 ページ、7 番、新交通システム事業でございます。課題にありますとおり、循環バス「ユージュル」は、国庫補助要件により、平成17年度まで継続する必要がある。循環バスを継続する間は、運行協議会を存続する必要がある、でございます。調整方針案は、合併時は、現行どおりとし、合併後の新市において検討する、でございます。

次に、(46) - 6 ページ、11番をお願いいたします。開発行為の指導・許可関係でございます。課題にありますとおり、両町においては都市計画区域区分を定めていないことから、秋田市と開発許可の適用範囲が異なり、統一的な公共施設整備を図ることができない、でございます。調整方針の1つ目ではありますが、合併時に、開発許可等に関する手続きを秋田市の制度に統一する。2つ目として、その時点で、両町の都市計画区域内での開発許可の必要な規模を1,000㎡以上とする。こういうことでございます。

次に、このページの一番最後の19番、国土利用計画の関連でございますが、特に課題はございませんが、調整方針にありますとおり、合併後の新市において、新市域を対象とする国土利用計画を策定する、でございます。

次に、(46) - 7 ページの22番でございます。建築基準法に基づく確認・許可・検査業務の関連でございますが、現況欄にありますとおり、両町では県への経由事務を行っております。調整方針案にありますとおり、合併時に秋田市の制度に統一する、でございます。

次に、(46) - 8 ページをお願いいたします。31番、住宅対策事業でございます。これも特に課題はないわけですが、合併後の新市において、新市域を対象とする住宅マスタープランを策定する、という調整方針でございます。

32番、がけ地近接等災害危険住宅移転事業でございます。課題にありますとおり、両町において、対象となる住宅の実態が把握されていない。この調整方針案でございますが、1つ目が、合併前に両町が危険住宅の移転必要戸数の調査および台帳の作成を行う。2つ目として、合併時に秋田市の制度に統一する、でございます。

このページの35番でございます。公営住宅使用料決定業務でございます。課題が2つございます。収入申告書提出時期の相違と、2つ目が立地係数・利便性係数が相違しており、両係数を秋田市基準に統一すると、両町公営住宅の家賃額が上昇する、という課題でございます。調整方針でございます。1つ目が、合併時に秋田市の制度に統一する。2つ目は、合併時に既に入居している者の家賃については、合併年度およびこれに続く3年度に限り家賃を調整し、段階的に秋田市の制度に統一する、でございます。

次に、(46) - 9 ページ、39番をお願いいたします。公営住宅建設事業でございます。課題にありますとおり、両町において、公営住宅ストック総合活用計画が策定されていない状況でございます。調整方針案ではありますが、合併後の新市において、新市域を対象とす

る住宅マスタープランおよび公営住宅ストック活用計画を策定する、でございます。

次に、(46) - 10ページをお願いいたします。49番、特定公共賃貸住宅管理事業でございます。これは、後ほど53番目の項目にも出てまいります。この課題にありますとおり、まず1つ目として、本制度は、秋田市では実施していないが、河辺町・雄和町の両町では実施している。また、敷金等については、河辺町が家賃の2ヶ月分、雄和町は3ヶ月分を徴収しており、相違がある。さらに、家賃が両町の政策により市場家賃より低額に設定されている。これに対する調整方針であります。合併時に条例を制定し、本制度を統合するとともに、家賃については市場家賃を勘案し定めるものとする。なお、敷金は、家賃の2ヶ月分を徴収することとする。2つ目の課題が、市場家賃を勘案して、新しい家賃を定めると、既に入居している者の家賃が上昇する。これに対する調整方針は、合併時に既に入居している者の家賃については、合併年度およびこれに続く3年度に限り家賃を調整し、段階的に市場家賃を勘案したものとする、でございます。

次に、(46) - 11ページ、51番、公営住宅敷金等管理業務でございます。課題にありますとおり、秋田市では、実施していない。調整方針案は、合併後に秋田市の制度に統一し、両町の徴収済み敷金は、合併前に還付する。したがって、この制度は廃止されるものであります。

次に、(46) - 12ページ、53番、町営単身者住宅でございます。課題ごとに調整方針を説明いたします。まず1つ目は、本制度は、河辺町独自の施策であり、秋田市、雄和町では実施されていない。また、入居者の募集に際し、町の誘致企業勤務者を優先入居させている。これに対する調整方針案でございますが、合併時に現行制度を廃止し、新市において特定公共賃貸住宅として管理する。家賃については、市場家賃を勘案して定めるものとする。なお、敷金は家賃の2カ月分を徴収する。2つ目の課題でございますが、合併時の新市において特定公共賃貸住宅とした場合、合併時に既入居者の入居資格が適合しなくなる。3つ目が、市場家賃を勘案して定めた場合、既入居者の家賃に変動が生ずることでございます。この調整方針案でございますが、合併時に既入居者については、合併後も現行制度を適用する、でございます。

次の54番と55番、先ほどもご質問がございましたが、緑の基本計画策定業務、それから55番が都市緑化推進計画策定事務でございます。これは、課題にありますとおり、まず54番は、雄和町のみ未実施となっているものであります。これについては、合併後の新市において、新市域を対象とする緑の基本計画を策定すること。55番は、秋田市のみ実施であります。これは新市域を対象とする都市緑化推進計画を策定することとしてございます。

次に、(46) - 13ページでございます。59番、公園愛護協力会業務でございます。秋田市のみ実施であります。調整方針案にありますとおり、合併時に秋田市の制度に統一する。これは協力会の事務を育成していくと。先ほどの道路関係と同様でございます。

次に、ずっとまいりまして最後のページ、(46) - 16ページでございます。83番、JR和
田駅自由通路等管理運営でございます。課題が3つございますので、それぞれ調整方針を
申し述べます。まず、ふれあい交流館は複合施設のため、管理運営の一本化は困難であ
る。これに対する調整方針であります。合併後は、ふれあい交流室を除く部分を自由通
路に位置づけ、行政財産として管理する。ふれあい広場は、施設規模、利用形態から、
行政財産としての管理がふさわしい。その調整方針であります。合併時に秋田市の制度
に統一し、行政財産として管理する。駅北側広場は、主にJR利用者の使用に供されて
いる。これに対する調整方針は、合併後も現行どおり管理する、でございます。

この事務事業の最後であります。84番、交通事業でございます。ご案内のとおり、地
方公営企業法に基づきまして秋田市は交通事業を設定してございます。これに対する調
整方針は、合併時に秋田市の制度に統一する、でございます。

説明は以上でございます。

佐竹議長 専門部会長、補足説明。

木内都市整備専門部会長 先ほどの雄和町の地主委員のご質問でございますけれども、こ
れはですね、(46) - 12ページの55番の都市緑化推進計画策定事務、それから、これに関連
するのが59番の公園愛護会協力会業務から59、60、61、62、63ときまして、次のページ
の64番の樹木病虫害対策事業まで、これが地主委員のご質問に関係のある内容でござい
ます。

元へ戻りまして、55番の都市緑化推進計画は、15年度に秋田市において策定しており
ますので、今後新市において、この都市緑化推進計画を拡大して新たに作ろうというこ
とにしております。

続いて59番の公園愛護協力会業務については、先ほど合併協議会の事務局長から説明が
ありましたけれども、報奨金につきましては、公園面積に対して基礎報奨金というのが5,
000円、10,000円というふうに区分されておりますし、草刈りの量に応じて、またさらに
その報奨金を上乘せする制度になってございますので、それを新市においても実施してい
くということに予定しております。

以上でございます。

佐竹議長 それでは、ただいまの都市整備、交通関係事業について、ご質問ございませ
んでしょうか。はい、どうぞ。

伊藤 満委員 2点ほどお伺いしたいと思います。

84項目の調整方針案の中で3項目、4番と5番と7番が現行を維持するということで、
特に過疎地であります雄和、あるいは沢々が点在しております両町を含めて、町民の交通
機関でありますバスが、雄和町の場合は鉄道がありませんので、唯一町民の足となって現
在まで行われてきたわけですけれども、人口の減少とともにマイカーの普及によりまして、
ほとんどが赤字のような状況にあります。そういう中において高齢化社会における足の確
保ということからしても、これは大変だなということも含めて、新しい新交通システム事

業を平成15年度から行ってきておるわけです。

調整方針案の中でこの協議がなされ、非常に雄和の交通システムは高い評価をいただいているというふうに聞いております。そういう意味で、現行のとおりとするということと併せて、合併後の新市において検討するということでもありますので、高い評価をいただいております新交通システムが、新しい新市においてもその役割を担えるのかなという期待と同時に、是非そういうことを参考にさせていただいて、新市の交通機関の事業をはかっていただきたいというふうに考えておりますけれども、新市において検討するということは、私が今感想として述べたとおりというふうに理解してよろしいのか、ひとつお伺いしたいと思います。

それからもう一つですけれども、住宅政策であります。雄和町における住宅政策というのは、低所得者というような言葉にもありますけれども、それぞれ住宅の事情によって、いろいろ料金や仕組みも違っておるわけです。これはあくまでも政策的なものというよりは国、あるいはそういう補助金制度をいただいたうえでの住宅建設を、いかに地元負担を安くできるかという、いわば政治手法の中におけるその住宅の位置づけがなされておりますが、実態は若者の定住、あるいは人口の流出に歯止めを掛けるというのが大前提の住宅政策であるというふうに私は理解しております。

しかしながら、今回市場原理に基づいた料金算定ということでもありますので、先ほどの説明にもありましたとおり、料金が上昇するというところに調整方針案の中でなっているそうでありまして、そういう意味では、そこに今現在住んでいる皆さん方の低料金プラス若者の定住および人口流出に歯止めをかけてきた住宅政策が破綻してしまうのではないかと、そういう危機感を持っているわけです。これについては、幹事会で都市計画の中でそういう心配を払拭させるような政策を考えていこうということで現在調整中というふうに伺っておりますけれども、そのことについてはどのようにお考えなのかお伺いしたいと思います。

佐竹議長 事務局。

木内都市整備専門部会長 新交通システムは、現在の秋田市の中でも非常に大変な問題として抱えておりますので、現在、雄和町でやっぴらっしゃるこの「ユーグル」のシステムをおおいに参考にさせていただき検討していきたいと、こう思っております。

住宅政策につきましては、新市において特別の地域を住宅政策という名のもとに優遇することにちょっと問題がありまして、新市全体の中で定住策を考えるべきだと思っておりますので、当面はこういう措置とし、新市においていろんな定住策を考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

佐竹議長 はい、事務局。

木内都市整備専門部会長 実を言いますと、この家賃が市場家賃と離れた政策について、どう継続するかというのは非常にいろんな問題がございますので、新市において検討させ

ていただくということでお許し願いたいと思います。

佐竹議長 はい。

進藤芳明委員 (46) - 8 ページ、31番の住宅対策事業でございますけれども、秋田市、雄和でもマスタープラン、あるいは公営住宅ストック総合活用計画というものがあるようでございますけれども、そこら辺の内容、概要をひとつお聞かせ願いたいと思います。

佐竹議長 はい、事務局。

木内都市整備専門部会長 公営住宅を作るためには、秋田市がどういう住宅事情であるのかとか、いろんなものを調査したうえで国に申請し、公営住宅が補助事業として認められているということになっております。

これは先ほどのご質問のほかのこともみんな同じです。いたずらに低家賃のための補助をするということじゃないんで、もう少し秋田市全体の中で公営住宅が足りない、足りるというふうな検討のうえで、それを踏まえて国に対して予算要求し、補助をもらって、建設費ないしは家賃の上乗せ補助をお願いしているという制度でありますので、これを雄和町、河辺町も含めたストック計画を立ててやっていかなきゃいけないということで、新市において拡大して住宅ストック計画を立てようというものでございます。

佐竹議長 はい、ほかにご質問。はい、地主さん。

地主重子委員 71番、72番に関してです。

新しいボランティア活動の分野として、最近は自然保護、それから環境保全について大変関心が高いんですよね。ここ71番には、秋田市植物園には自然観察指導員を配置しておりますということですが、これは職員の方でしょうか、ボランティアでしょうか。

それから次の72番に関してですが、これは県立自然公園が対象になっておりますけれども、雄和町の高尾山、それから岩見三内などは絶滅危惧種寸前の貴重な植物の宝庫と聞いておりますけれども、そこにも拡大して指導員の配置とか、そのような育成、支援などはお考えでしょうか。

佐竹議長 はい、事務局。

木内都市整備専門部会長 自然観察指導員というのは市の職員ではございません。その自然観察指導員を高尾山の方まで広げるか広げないかというのは、まだ検討の課題になっておりませんので、地主委員のお話を聞きながら、少し検討させていただきたいと思っております。

佐竹議長 太平山の方は。そのあとの方。

木内都市整備専門部会長 太平山県立自然公園促進協議会はその地域に限ったものでございますので、それを雄和町の高尾山の方まで拡大する予定はございません。

佐竹議長 はい、どうぞ。

地主重子委員 今、私はボランティア活動、それからボランティア活動団体ということに関わっておりますけれども、本当に皆さんが自然観察、それから環境保全に対して関心が

高く、それにすごく意欲があるんですね。ボランティアの新しい活動分野としてすごく注目されておりますので、どうぞその方たちをおおいに活用していただきたいと思いますし、それが自然景観、それから自然保護の大きな力になるんじゃないかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

佐竹議長 はい、事務局。

高橋事務局長 今回のこのボランティアのあり方について関心の度合いが高いことはよく承知いたしました。

ただ、今回の行政制度の中にボランティアという項目自体は、このような自然観察指導員などという言葉ではあるんですが、全体として見る視点がございませんでした。参考にして今後、事務局としても十分検討してまいりたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

佐竹議長 ちょっと補足しますけれども、これは私の発案ですけれども、平成16年度に私どもの方で地方分権推進と市民協働という形のプロジェクトチームを作りました。いわゆるワークショップで、市民の役割、行政の役割、あるいは協調した役割、そういう形での勉強会をですね。

そういう中で、いろんな切り口でそのボランティア、あるいはNPO、その他さまざまな地域の町内会も含めてですね、もっともっと切り口を深くしてということでやろうとしておりますので、当然その中に入ってくる一つの大きな市政課題として捉えておりますので、ご理解願いたいと思います。

ほかにご質問ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐竹議長 それでは、ご意見はございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐竹議長 それでは、ないようでございますので、これから採決をいたします。

議案第55号、都市整備、交通関係事業の取扱いに関する件について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐竹議長 ご異議がないようですので、議案第55号は、原案のとおり決定されました。

それでは、これで議事の方を終わりましたけれども、その他ということで何かございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐竹議長 事務局から特にありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐竹議長 ないようでございますので、以上で本日の協議会を終了いたします。

委員の皆様には大変御難儀をおかけいたしますが、7月の合併調印に向け、引き続き何

卒ご理解とご協力をお願いを申し上げます。

今日は誠にありがとうございました。

高橋事務局参事 皆様大変ご苦労さまでした。

なお、次回の協議会は来週の水曜日、4月21日午後2時から当会場で開催を予定しております。よろしく願いいたします。

本日は大変お疲れさまでした。

署 名

会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

会議録署名委員

委員

委員